

## 公 告

令和4年度において静岡市が発注する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける委託契約等に係る競争入札参加者に必要な資格について、静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成17年静岡市規則第87号）第2条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

### 第1 委託契約等の種類

- 1 建設工事の請負
- 2 建設業関連業務の委託
- 3 建築物環境衛生管理業務の委託

|               |
|---------------|
| 建築物環境衛生管理監督業務 |
|---------------|

|         |
|---------|
| 建築物清掃業務 |
|---------|

|             |
|-------------|
| 建築物空気環境測定業務 |
|-------------|

|               |
|---------------|
| 建築物飲料水貯水槽清掃業務 |
|---------------|

|                 |
|-----------------|
| 建築物ねずみ・こん虫等防除業務 |
|-----------------|

- 4 警備業務（機械警備業務を除く。以下同じ。）の委託
- 5 消防用設備等保守点検業務の委託
- 6 電算業務の委託
- 7 下水道処理施設維持管理業務の委託
- 8 下水汚泥処理業務の委託
- 9 電力供給業務
- 10 都市ガス供給業務
- 11 物件（動産（現金及び有価証券を除く。以下同じ。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。）の借入れ

### 第2 建設工事の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格等

#### 1 競争入札参加資格

建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下第2において「競争入札参加資格」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に定める建設工事の種類ごとに認定する。

（競争入札参加者に必要な資格）

- (1) 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

ア 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について法第3条の許可を

受けていること。

イ 競争入札に参加しようとする建設工事と同一種類の建設工事について、法第27条の23第1項の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。

ウ 競争入札に参加しようとする建設工事と同一種類の建設工事について、経営事項審査の申請を行う日の直前1年の営業年度の期間内において完成させた実績があり、かつ、当該営業年度の終了の日まで引き続き1年以上建設業を営んでいること。

エ 静岡市税（法人にあつては法人市民税及び固定資産税、個人にあつては個人市民税及び固定資産税に限る。）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

オ 次の（ア）から（ウ）の届出の義務をすべて履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

（競争入札参加資格の認定）

（2）競争入札参加資格の認定は、提出された申請書類等に基づき、随時に行うものとする。

（3）市長は、（2）の認定を行ったときは、速やかにその旨を当該建設業者に通知するものとする。

（資格の有効期間）

（4）競争入札参加資格の有効期間は、認定の日の翌日から令和5年3月31日までとする。

## 2 建設工事入札参加資格審査申請書の提出の時期、方法等

（1）提出時期 随時

（2）提出場所 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所静岡庁舎新館10階財政局財政部契約課（工事契約第1係、工事契約第2係）

（3）提出方法 提出場所へ郵送等

（4）提出部数 1部

（5）提出書類

ア 建設工事入札参加資格審査申請書

イ 工事経歴書

ウ 営業所一覧

エ 経営事項審査の総合評定値通知書の写し

オ 申請者が法人である場合には登記事項証明書（申請者が公益法人等であ

る場合においては、定款又は寄附行為)、個人である場合においては身分証明書及び後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書(成年被後見人等であることの記録がない旨を証するもの)

カ 静岡市内に営業所を有する者である場合は、静岡市に納めた市民税及び固定資産税に係る納税証明書、又は法人設立・設置・転入届出書

キ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

ク 法上の主たる営業所以外の営業所の長に契約締結等の権限を委任する場合にあっては、当該委任状及び委任先の許可工種が記載された建設業許可申請書別表の写し

ケ 静岡市内に法令上の主たる営業所を有する者である場合は、次の書類

(ア) 役職員名簿

(イ) 技術者一覧表

(ウ) 工種別技術者数

(エ) 営業所専任技術者一覧表

コ その他市長が必要があると認める書類

#### (6) 提出書類の作成に使用する言語等

ア 申請書及び添付書類のうち、静岡市の様式による書類については、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

イ 添付書類等のうち、金額欄については、申請日における外国貨幣換算率(出納官事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の規定に定められたものをいう。)により日本国通貨に換算し、記載すること。

### 3 資格の認定の取消し

市長は、競争入札参加資格を有する者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4若しくは第167条の11第1項に該当する者となったとき、不正の手段により当該資格の認定を受けたと認められるとき、又は法第3条の許可が失効し、若しくは取り消されたときは、当該資格を取り消し、その者にその旨を通知する。

### 第3 建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格等

(業種区分)

1 建設業関連業務の委託契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる業種ごとに認定する。

(1) 測量

(2) 建築関係建設コンサルタント業務(土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事の調査、企画、立案若しくは助言を行う業務(以下第3において「建設コンサルタント業務」という。))のうち建築に関するものをいう。

(3) 土木関係建設コンサルタント業務(建設コンサルタント業務のうち土木に関するも

のをいう。)

(4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

(競争入札参加資格)

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 静岡市契約規則(平成15年静岡市規則第47号)第4条第1項に規定する要件を備えていること。ただし、営業に関して法律上登録等を受けていることが必要とされる建設業関連業務について当該登録等を受けていない者は、競争入札参加資格を有しないものとする。

(2) 競争入札に参加しようとする1の(1)から(5)の業種と同一種類の業種について、当該申請日の直前1年の営業年度の期間内において完成させた実績があること。

(3) 静岡市税(法人にあつては法人市民税及び固定資産税、個人にあつては個人市民税及び固定資産税に限る。)並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(競争入札参加資格の認定)

3 競争入札参加資格の認定は、提出された申請書類等に基づき、随時に行うものとする。

4 市長は、3の認定を行ったときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(資格の有効期間)

5 競争入札参加資格の有効期間は、認定の日の翌日から令和6年3月31日までとする。

6 建設業関連業務入札参加資格審査申請書の提出の時期、方法等

(1) 提出時期 随時

(2) 提出場所 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所静岡庁舎新館10階財政局財政部契約課(工事契約第1係、工事契約第2係)

(3) 提出方法 提出場所へ郵送等

(4) 提出部数 1部

(5) 提出書類

ア 建設業関連業務入札参加資格審査申請書

イ 業態調書

ウ 測量等実績調書

エ 技術者経歴書

オ 営業所一覧

カ 申請者が法人である場合においては登記事項証明書(申請者が公益法人等である場合においては、定款又は寄附行為)、個人である場合においては身分証明書及び後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書(成年被後見人等であることの記録がない旨を証するもの)

- キ 営業に関し、法律上必要とされる登録等を受けていることを証する書類
- ク 当該申請日の直前1年又は2年の各営業年度の貸借対照表及び損益計算書
- ケ 静岡市内に営業所を有する者である場合は、静岡市に納めた市民税及び固定資産税に係る納税証明書、又は法人設立・設置・転入届出書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 本社、本店以外の営業所の長に契約締結等の権限を委任する場合にあっては、当該委任状
- シ その他市長が必要があると認める書類

(6) 申請者が次のアからウまでに掲げる者であるときは、(5)のウからカまでに掲げる書類に代えて当該アからウまでに掲げる書類を提出することができる。

ア 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条に規定する登録簿に登録を受けた者

建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

イ 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条に規定する登録簿に登録を受けた者

地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

ウ 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条に規定する登録簿に登録を受けた者

補償コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

(7) 提出書類の作成に使用する言語等

ア 申請書及び添付書類のうち、静岡市の様式による書類については、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

イ 添付書類等のうち、金額欄については、申請日における外国貨幣換算率(出納官吏事務規程第16条の規定により定められたものをいう。)により日本国通貨に換算し、記載すること。

(資格の認定の取消し)

7 市長は、競争入札参加資格を有する者が地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11第1項に該当する者となったとき、又は不正の手段により当該資格の認定を受けたと認められるときは、当該資格を取り消し、その者にその旨を通知する。

第4 建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防用設備等保守点検業務、電算業務、下水道処理施設維持管理業務及び下水汚泥処理業務の委託、電力供給業務及び都市ガス供給業務並びに物件の借入れに係る競争入札参加者に必要な資格等

1 競争入札に参加する者に必要な資格

静岡市が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 1年以上引き続きその営業を行っていること。
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けていること。
- (3) 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合をいう。以下同じ。）である場合は、官公需の受注に係る適格組合証明を受けていること。

## 2 競争入札参加資格審査を申請できない者

- (1) 1年以上引き続きその営業を行っていない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 許認可等を受けていない者

## 3 申請の方法

競争入札参加資格申請書の提出の時期、方法等は、次のとおりとする。

- (1) 提出時期 随時
- (2) 提出場所 静岡市葵区追手町5番1号  
静岡市役所静岡庁舎新館10階財政局財政部契約課（企画係）
- (3) 提出方法 提出場所へ郵送等
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出書類
  - ア 競争入札参加資格審査申請書
  - イ 競争入札参加資格審査調書
  - ウ 委任状（委任関係がある場合に限る。）
  - エ 使用印鑑届
  - オ 印鑑証明書
  - カ 営業所一覧表
  - キ 申請者が法人である場合にあつては登記事項証明書（申請者が公益法人等である場合においては、定款又は寄附行為）、個人である場合にあつては身分証明書及び後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書（成年被後见人等であることの記録がない旨を証するもの）
  - ク 許認可等を受けていることを証する書類
  - ケ 申請者が法人である場合にあつては、当該申請日の直前2年の各営業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人である場合にあつては、当該申請日の直前2年の各営業年度の貸借対照表及び損益計算書（引き続き営業を行っている期間が2営業年度の決算を経るに満たない申請者は、直前1年の各書類を提出すること。）
  - コ 静岡市に納付した市民税及び固定資産税並びに消費税及び地方消費税に係る納税証明書

- サ 業務別調書
  - シ 建築物環境衛生管理業務に係る申請で、申請する業務に応じ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項に規定する都道府県知事の登録を受けている場合にあつては、登録証明書の写し
  - ス 建築物環境衛生管理監督業務に係る申請にあつては、建築物環境衛生管理技術者免状の写し
  - セ 消防用設備等保守点検業務に係る申請にあつては、消防設備士及び消防設備点検資格者免状の写し
  - ソ 下水道処理施設維持管理業務の申請にあつては、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に規定する下水道処理施設維持管理業者登録を証する書類
  - タ 下水汚泥処理業務に係る申請にあつては、申請する業務の内容に応じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する汚泥の産業廃棄物処分業許可証の写し
  - チ 電力供給業務に係る申請にあつては、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2により、経済産業大臣の登録を受けた小売電気事業者であることを証する書類の写し
  - ツ 都市ガス供給業務に係る申請にあつては、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条により、経済産業大臣の登録を受けた小売電気事業者であることを証する書類の写し
  - テ その他市長が必要があると認める書類
- (6) 申請者が事業協同組合である場合の提出書類
- 申請者が事業協同組合である場合は、前号に掲げるもののほか、次の書類を提出すること。
- ア 官公需適格組合証明書の写し
  - イ 定款
  - ウ 官公需共同受注規約
  - エ 役員名簿
  - オ 組合員名簿
  - カ 事業協同組合設立許可の証明書
  - キ 組合員の財務諸表等
- (7) 提出書類の作成に使用する言語等
- ア 申請書及び添付書類のうち、静岡市の様式による書類については、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。
  - イ 添付書類等のうち、金額欄については、申請日における外国貨幣換算率（出納

官吏事務規程第16条の規定により定められたものをいう。)により日本国通貨に換算し、記載すること。

#### 4 競争入札参加資格の有効期間

認定の日の翌日から令和6年3月31日まで

#### 第5 その他

この公告に定めるもののほか、入札参加者に必要な資格は、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格（平成17年静岡市告示第43号）及び静岡市が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成15年静岡市告示第46号）の定めるところによる。